

合併特例区関連の事業を提案！

提案された項目

- ▼協議第19号 町名・字名の取り扱い
- 次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。
- 熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする。
- 富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。

例
下益城郡富合町大字榎津〇〇番地△
熊本市富合町榎津〇〇番地△

▼協議第21号 国民健康保険事業の取り扱い（その2）

- 療養給付支払等基金
- 富合町の療養給付支払等基金の取り扱いは、合併特例区設置期間に、ふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てるものとして、提案がありました。



富合町
嘱託員
合併特例区設置期間は
現状を維持

▼協議第23号 行政連絡機構の取り扱い

- 住民基本台帳カード交付事務
- 富合町の嘱託員制度（行政文書等の配布）
- 印鑑登録事務
- 勤務時間外および土曜・日曜日・祝日の戸籍届けの対応については、熊本市役所本庁舎のみの受付となります。
- 5歳児相談
- 富合町のみの事業であり、当分の間現行どおり存続します。

を命む）は、合併特例区設置期間の年度内を限度として継続し、その後、熊本市の町内自治会制度に統合するものとして、提案がありました。

○熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする。

- 富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。

▼協議第24号 電算システムの取り扱い



熊本市の電算システムに統合するものとして、住民サービスに影響を及ぼすことのないようシステムを調整していくものとして、提案がありました。

▼協議第29号 窓口業務の取り扱い

- 次のことより取り扱うものとして、提案がありました。
- 勤務時間外の対応



富合町のみの事業であり、合併特例区の事業として実施します。



- 健康まつり
- 富合町の健康の里フェスティバルは、合併特例区の事業として実施します。
- ふるさと総合健診
- 腹部超音波検診
- 産業祭負担金

▼協議第30号 保健衛生事業の取り扱い（その3）

- 次のことより取り扱うものとして、提案がありました。
- 土地改良事業等補助金

熊本市の制度に統合します。ただし、富合町が発行していた印鑑登録証および住民基本台帳カードは合併後も有効となります。ただし、本人の申出があつた場合は、旧登録証・カードを返還のうえ、有料（印鑑登録証300円、住民基本台帳カード500円）で新しいものを交付します。

▼協議第34号 農林水産関係事業の取り扱い（その3）

- 集団予防接種
- ポリオ・BCGの集団予防接種は、当分の間現行どおり存続します。

○土地改良事業等補助金

- 熊本市の制度に統合します。ただし、富合町の運営費補助は、平成25年度まで継続します。
- 産業祭負担金

▼協議第35号 商工・観光関係事業の取り扱い（その3）



富合町の産業祭は、合併特例区の事業として実施します。

▼協議第33号 健診



- 富合町の母子保健推進員については、合併後3年間は現行のままとし、その後の取り扱いは新市において検討します。